

広島大学特別支援教育実践センター研究紀要 編集規定

- 第1条 本規定は、広島大学ダイバーシティ&インクルージョン推進機構特別支援教育実践センター（以下「センター」とする）が発行する機関誌「広島大学特別支援教育実践センター研究紀要」（以下「紀要」とする）の投稿および編集について定めるものとする。
- 第2条 紀要は、紀要編集委員会（以下「編集委員会」とする）の責任の下で行い、原則として年1回発行する。
- 第3条 紀要に掲載する論文・報告等は、特別支援教育、インクルーシブ教育、障害児（者）福祉・リハビリテーション（以下「特別支援教育分野」とする）に関係する未発表のもので、掲載区分は、原著論文、実践研究、資料、センター活動・業務報告等とする。これらの掲載区分は、おおむね以下の基準によるものとする。編集委員会は、必要に応じて、これら以外の区分を設けたり、特集を組むことができる。なお、いずれの区分においても、論文・報告等は剽窃防止ソフトウェアによる盗用・剽窃チェックを受けた上で掲載するものとする。
- (1) 原著論文：特別支援教育分野の臨床・実践に資する研究論文
 - (2) 実践研究：学校や施設等で行われた実践を中心に述べた論文・報告
 - (3) 資料：論文等の翻訳、学会・研究会・セミナー等に関する報告・情報、教材・教具等の紹介、地域の情報等
 - (4) センター活動・業務報告：センターが実施・開催した教育相談、研究会・セミナー、研究等に関する報告等
- 第4条 紀要に掲載する論文等は、広島大学特別支援教育実践センター研究紀要投稿・執筆規定に従うこととする。この規定に従っていない投稿原稿は、原則受理しない。
- 第5条 編集委員会が認める論文等の筆頭執筆者は、以下の要件のいずれかに該当する者とする。
- (1) 広島大学に在籍する教職員および過去に在籍していた教職員
 - (2) 広島大学大学院を修了した者
 - (3) ダイバーシティ&インクルージョン推進機構客員研究員
 - (4) 編集委員会が寄稿を依頼する者
 - (5) 広島大学大学院在学中の者
 - (6) 広島大学一長春大学特別支援教育研究センターに在籍する教職員
 - (7) その他、第7条に規定する編集委員会が認めた者
- 第6条
1. 受理した論文の掲載数は、1号につき著者1人あたり（共著も含む）2本を上限とする。
 2. 前条(5)および(7)に定める者が投稿する場合、センターまたは特別支援教育学領域の教員が執筆や校正に関与することを原則とする。
 3. 掲載論文に対する原稿料は支払われませんが、電子ファイル化された論文を送付する。
- 第7条
1. センター会議に編集委員会を置く。
 2. 編集委員会は、センター会議委員のうちから選出された若干名の委員をもって構成する。
 3. 編集委員会の委員長は、センター長をもってあてる
 4. 編集委員会は、以下の事項を担当する。
 - (1) 紀要の編集方針に関すること
 - (2) 紀要の投稿募集から発行までの日程に関すること
 - (3) 投稿原稿の掲載の採否に関すること
 - (4) その他、編集委員長が必要と認めたこと
- 第8条 編集委員会は、編集事務を担当するために、編集幹事を置く。編集幹事は、センターの教職員、特別支援教育学領域の専任教員の中から、編集委員長が委嘱する。
- 第9条 投稿原稿等の掲載の採否は、編集委員会において決定する。
- 第10条 編集委員会は、投稿原稿等の掲載区分、表題、内容、表現、形式等について、修正を条件として掲載を可とする場合がある。その際、編集委員会は、修正して掲載を希望する者に対して、所定の期日を指定して新たな原稿の提出を求めることができる。ただし、投稿原稿等の掲載区分、表題、内容、表現、形式等に関して重要な変更の必要性を認めた場合は、執筆者と協議するものとする。
- 第11条 掲載された論文等を他に転載する際には、編集委員会の承認を得るとともに、転載論文等にはその旨を明記しなければならない。
- 附則
1. この規定は、平成14年7月11日から施行する。
 2. この規定は、平成17年6月9日に、一部改定した。
 3. この規定は、平成20年4月1日に、一部改定した。
 4. この規定は、平成28年4月1日に、一部改定した。
 5. この規定は、令和元年6月6日に、一部改定した。
 6. この規定は、令和2年8月6日に、一部改定した。
 7. この規定は、令和4年7月21日に、一部改訂した。
 8. この規定は、令和5年7月6日に、一部改訂した。